

元「少年A」の少年事件記録はなぜ廃棄されたのか 事件記録等保存規程を考える

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム座長 清水 勉 (40期)

最高裁の謝罪

今年5月22日、最高裁の小野寺真也総務局長は、参院法務委員会で「最高裁として率直に反省しており、事件に関係する方々を含む国民の皆さまに対し、申し訳なく思う」と謝罪した。3日後の25日、最高裁事務総局は記者会見を開き、マスメディアのカメラに向かって頭を下げ、謝罪した。

この日、最高裁が公表した『裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書』*1（「報告書」）は本文だけでも50頁近くあり、重大少年事件の全記録や重大な訴訟記録が各地の家裁や地裁で廃棄された経緯を詳しく説明し、これらの記録を史料という観点から見直すことをせず、廃棄していたことを誤りだったと認めている。法の番人である最高裁が裁判所の非を認め謝罪するというのは日本の戦後史にはない出来事だった。

家裁の歴史から消えた少年事件

発端は昨年10月20日付神戸新聞の記事。そこには、1997年に神戸市須磨区で発生した児童連続殺傷事件（「神戸事件」）で保護処分となった「少年A」の処分決定書（成人事件の判決に相当する）や事件記録（捜査記録）、社会記録（生育歴）、精神鑑定書*2など全記録が、神戸家庭裁判所によってすでに廃棄されていたとあった*3。

犯人が14歳の中学生であったこと、小学生5人を次々に殺傷したこと、犯行が極めて残虐であったこと、犯行動機が不可解であることなどから日本中を震撼させ、少年法の改正にも大きな影響を与えた。その

時代の出来事を覚えている人なら誰もが記憶している歴史的な大事件だ。誰もが神戸家裁の廃棄に驚いた。

最高裁は

最高裁の反応は違った。

最高裁は初め、「神戸家裁において、本件事件記録が特別保存に付されなかった理由や、廃棄された当時の状況は不明であり、当時の神戸家裁における廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁として見解を述べることは差し控えさせていただきます」*4と、冷淡だった。神戸家裁がしたことどこが問題なんだ。使わなくなった古い記録を廃棄してなにが悪いのかという態度だった。最高裁は、記事はこの1本で終わると思ったのだろう。

しかし、そうはならなかった。神戸新聞は、連日、重大な少年事件の記録の廃棄が全国各地の家裁で行われていたことや、そのことを事件関係者を初め様々な立場の人びとが問題視していることを記事にし続けた。記事はネットで一気に広がり国民の関心は高まった。他紙もテレビニュースもこの問題を取り上げるようになった。

2項特別保存

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）（「保存規程」）では、訴訟記録の保存期間を定め、期間を満了したら廃棄することとし、例外として「特別の事由」がある場合（9条1項）、「史料又は参考資料となるべきもの」（同条2項）（「2項特別保存」）は、保存期間満了の後も保存しなければ

*1：最高裁ウェブサイト https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2023/02report-hozon_haiki-.pdf

*2：2023/1/31 06:00 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202301/0016008498.shtml> かつて永山則夫被告人の精神鑑定を行った石川義博医師は、亡中井久夫・神戸大名誉教授が手がけた少年Aの精神鑑定書の廃棄を、「家族歴や医学的・精神的な傾向と犯罪との結びつきが分かる記録だったはず」と指摘している。

*3：2022/10/20 05:45 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015737186.shtml>

*4：2022/10/20 06:00 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015737175.shtml>

ならないという義務規定を設けている。問題になっているのは9条2項により保存すべき記録が廃棄されたことだ。「史料」という用語は、公文書管理法の「歴史公文書等」(2条6項)の「適切な保存」(14条1項)という考え方に重なる。保存規程には「史料」を残す意志があるように読める。

有識者委員会の設置

最高裁は神戸新聞の執拗さに困惑しただろう。とは言え、2項特別保存について明確な視点を持ち合わせていないから、どういう転換をすればいいか即座に具体案を示すことができない。最高裁は外部の弁護士と大学教授で構成する有識者委員会で検証することにした。有識者委員会は時間稼ぎの道具か、意義ある仕事をするか外部からはわからなかった。

神戸事件の記録はどのように廃棄されたのか

報告書によると、廃棄時の家裁所長は、首席書記官から記録の廃棄について話を聞いていたが、自身が2項特別保存について検討する立場にあると認識しておらず、明確な意見を述べなかった。首席書記官は記録廃棄の権限だけでなく、特別保存の権限も所長ではなく自分にあると考えていたこともあり、自分で判断しなければならなかった。管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間が経過したら原則廃棄、2項特別保存に付するのは例外中の例外と考え、「希な事件、前代未聞の事件であり、貴重な資料となるから保存すべき」と述べる裁判官もいたが、廃棄に至ったという。何という曖昧さだ。

「廃棄は、首席書記官の指示を受けてしなければならない。」(8条2項)とあるだけで、2項特別保存の対象を決める手続規定はない。これでは所長は自分が関与すべきだと考えず、首席書記官は自分が判断するしかないと考えるのはおかしくない。神戸家裁の迷走の原因は最高裁が作った保存規程にあったのだ。

この規定は今でも変わっていない。

報告書に欠けているもの／これから

報告書は今後の記録保存の改革に役立つだろう。しかし、そもそも少年事件記録を残すことによろしい史料価値があるのかという、神戸事件記録廃棄問題の核心とも言うべき点について深く議論した様子が見受けられない。この点は、少年事件を手掛ける弁護士が多くが少年の健全育成(少年法1条)の観点から保存に消極的であるだけに特に重要だ。

元少年Aの審判を担当した井垣康弘裁判官は、審判当時(1997年)、事件が起こった経緯をマスコミに公表しようとして、協議を提案した時、調査官と付添人弁護士から「プライバシー保護」を理由に協議すること自体を断われたという*5。元少年Aの手記*6の出版は、マスコミ、弁護士、被害者遺族がこぞって出版禁止を訴えた。一般市民は神戸事件の詳しい内容を知るべきではない、元少年Aは自由な発言をすべきではない。それこそが元少年Aの健全な育成だということか。健全な育成とは何か。それはあらゆる価値に優先するのか。少年事件記録の保存とどう折り合いをつけるべきなのか。難しい問題だからこそ社会的に議論を始める必要がある。

家裁の少年審判は非公開手続だから、関係者以外はいつどのような審判手続が行われたか、どのような記録があるのかが皆目わからない。そのような記録の保存について関係者以外の者(弁護士、弁護士会も)はどのようにしてコミットできるのか。

東京家裁の保存基準*7は、東京地裁の判断基準*8と同様、裁判所の判断や訴訟手続、世相などに着眼したものになっていて、社会的に目立たない、審判書に反映し切れない事実が書かれている訴訟記録の史料価値に着眼するものになっていない。それでいいのか。

訴訟の過程を将来だれかが振り返ることの歴史的意義を考えるという課題が、いまの日本社会に暮らす全員に突き付けられている。

* 5 : 井垣康弘『少年裁判官ノオト』(日本評論社) 60頁

* 6 : 『絶歌～神戸連続児童殺傷事件』(太田出版) 2015年

* 7 : 東京家裁ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/about/tokubetsuhozon/index.html>

* 8 : 東京地裁ウェブサイト https://www.courts.go.jp/tokyo/about/vcmsFolder_1349/vcms_1349.html